

令和2年9月10日

関係各位

香川県知事 浜田 恵造

準感染警戒期における対策について

本県では、9月11日（金）までを「感染警戒期」として、これまで県民の皆様、事業者の皆様に対し、特措法に基づく各種の協力要請をしてまいりました。

県民の皆様、事業者の皆様には、この間の各種の要請に御協力いただき、感謝申し上げます。

現状といたしましては、一定数の感染者の発生が散発的に見られるものの、感染が急増または拡大しているという状況にはなく、他の都道府県においても、新規感染者が一定程度減少傾向にあると考えられます。

こうした状況や県内の医療提供体制などの指標等を総合的に判断して、9月12日（土）以降は、「準感染警戒期」に移行することとし、引き続き、感染拡大防止の徹底を図りながら、社会経済活動の維持・回復との両立に向けて取り組んでまいります。準感染警戒期においては、これまでの感染警戒期における、いわゆる特措法に基づく協力要請ではなく、協力依頼という形で、県民の皆様、事業者の皆様感染防止対策を徹底いただくことなどをお願いすることとしております。

貴社（団体）におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「準感染警戒期における対策（9月12日以降）について」（別紙）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願い申し上げます。

なお、本件の内容及び添付資料につきましては、香川県公式 Web サイトにも掲載しております。

（該当ページ URL）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_2/wz3vk5200903135700.shtml